

# 眩川

発行  
眩川村役場  
1957.9.20  
編集  
眩川村役場青年会

## 基本選挙人名簿の調製を

眩川村選挙管理委員会

基本選挙人名簿は本月十五日現在  
の調製に於ては、調製に当りては  
一心、住民登録者について調査致し  
て、

一 日本国民で満二十歳以上のこと、年令は十二月二十日現在  
二月十五日迄住所が三ヶ月以上のこと  
本年六月十五日以前より住民登録による住所を有すること  
三刑罰により選挙権を有しない者を除く

昭和三十一年度

## 米寿 該当者

村内高令者の内、調査の結果、米  
寿該当者は左の通り一人である。

道野尾部落 北川 ユキ子

明治三一年一月八日生

## 戦没者遺族の靖国 神社 因体参拜

愛媛県遺族会主催恒例の秋期靖国  
神社因体参拜村内参加者は八月三十  
一日朝大洲駅発出、翌一日靖国  
神社早殿参拜、翌二日東京部内見物  
九月三日光に行き、九月四日伊勢神  
宮参拝して九月五日午後無事帰村し  
た。参加した遺族は左記の五名であ  
る。

又タ、 西宮 ツヤコ  
山本 ヒサコ

## 結核健康診断実施について

知らぬうちに重  
くしてしまつたので  
は、手固がかかりま  
す。しかもすつきり  
とは治りにくくなり  
ます。もし早く検診  
をうけましょう。

### 検診料

患者の家族及び一般は無料、但  
し事業事務所は事業主全額負担で  
す。左記日程により実施致します。  
通知書は別に個人宛配布する。

一ツベルクリン反応注射

九月三十日 午後一時～午後三時

役場階上

二ツ反測定並にBCG接種

十月二日

午後一時～三時

三レントゲン  
検診

役場階上

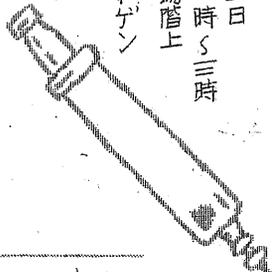
「次上回」としよりの日、例年九  
月十五日を「としよりの日」とし  
て、これが一週間の「としよりの福  
祉週間」として、全国的にとしよ  
りの福祉について行事が行われる  
。この期間を利用しておとしよりの  
幸のために心からの行事をいた  
しませう。老人の福祉のため  
につくしませう。

## としよりの 福祉週間

## 岩谷地区 幼児学級

岩谷地区では従来から幼児教育につ  
いて準備を進めてい  
たが、九月十二日、父兄勿論が参加、  
南講式を行った。  
(該当児 二〇人) 二れは村内小学校  
校区二に幼児教育  
の施設がそろつたことになる。

発行 口足



該当者一般。各事業事務所  
患者家族。

日時 場所

○十月二十一日 一時～三時  
○ 二十二日 十時～三時  
大洲高校 眩川分校

○十一月二十六日 十時～三時  
宇和川中学校

○十一月二十七日 十時～三時  
横林劇場

★宇和川地区ツベルクリン反応  
並にBCG接種は十一月上旬寒  
地の予定。

## 印紙税

印紙税は財産権の創設移  
転消滅に關する証書や帳簿を  
課税の対象としてゐるのであ  
ります。これは財産権の移動  
に伴つて必要となつてくる証書  
や帳簿の作成の背後には必ず取引  
のあることを予想し、取引のある  
ところには租税力があるといつ見  
方から課税されるいわゆる流通税  
の一種であります。

この様に印紙税はわかれわかれの  
日常生活とも深いつながりを持  
つてゐるものですが、今日の様に  
経済活動が活発になつて来ますと  
必然的にその経済取引によつて作  
成される証書や帳簿に対する正し  
い課税の知識がどうしても必要と  
なつて来ます。

そこでこれから印紙税のありま  
しについておべてみます。

一課税の範囲及び税率	二〇円
次に掲げた証書帳簿についてには 証書は一通毎に帳簿は一冊一冊 以内の附込に對し次のとおり印 紙税を納付しなければなりません。	
①不動産、請負に關する証書 運送に關する証書 消費貸借に關する証書	三〇円
②記載金高	三〇円以下
三〇万	二〇円
十	一〇円
五十万	二〇円
百	三〇円
五百	一〇〇円
一	二〇〇円
五千	五〇〇円
五	一、〇〇〇円
五十	一、〇〇〇円
五百	一、〇〇〇円
③約束手形、為替手形 (但し記載金高三千円未満の もの、記載金高が千もの非 課税)	六円
④記載金高	六円
百円以下のもの	六円
百円を越ゆるものは百	六円
円又は其の端数毎に	六円
記載金高千以上のもの	六円
⑤約束手形、為替手形 (但し記載金高三千円未満の もの、記載金高が千もの非 課税)	六円
⑥記載金高	六円
十	三〇円
三十	五〇円
五十	一〇〇円
百	二〇〇円
五百	一、〇〇〇円
一	二、〇〇〇円
十	一、〇〇〇円
百	一、〇〇〇円
千	一、〇〇〇円
⑦但し一覽松のものと命令を 以て定められた金融機関を振出 人及受取人としたもの並に 外国通貨を以て表示したも のについては記載金高に拘 りなく	二〇円

9月25日

人口動態 ●

人口 三二・八・三二

男 四、七六八

女 三、七五八

計 七、八三一人

世帯数 一四五五

出生 十六

死亡 七

婚姻 十

川上小中学校  
陸上上菅元技 大会  
例年行われてゐる川  
上区小中学校の陸上菅  
元技大会が九月二十五日  
高砂グラウンドで開か  
れることになつてゐる

# 肱川村青年

## 建設班

### 実施要領

#### 一 趣旨

戦后十年、国の情勢は大きく変化した。このため農村は、経営の手法をかざることを主眼とした新しい村づくりをする。これが農村の発展と、向上のため必要である。強く言わねばならぬ。しかし、手と手との自然の条件の中で従来の体験と汗で培った技能を、来た現在の姿を目標として簡単に改められるものではない。ましてその方向や計画が、農家の各人によつて自覚し、考へられ、理解され、たものでないときは、適度であるが特に次代の経営主である農村青年の郷土愛の上に立つて強い実践がなくては不可能である。

ここに於て村は、農村青年の集団による作業、学習及び生活活動を通じて社会意識と知識及び技術の向上を図り、その実践を通じて村づくりを固めるための研修施設を設置するものである。

#### 二 実施主体

実施主体は村とし、関係機関の協力を得て実施する。

#### 三 名称

肱川村青年建設班と称する。

#### 四 種類

学習 作業の内容を主として農林業におく。

#### 五、編成及運営

(1) 班の編成は青年の自発的な参加実践の体勢とする。  
(2) 班は一班とし、年二回編成す。

員数は一回概ね二十五名とし、期間は三ヶ月とする。但し農作業の都合で若干の期間を實習作業として自家の作業に従事することがある。

(3) 班員の資格は、農家の心身健全にして共同作業に能く得る十八才以上二十五才の青年とする。

(4) 班には指導者を置き、班が自発的意図の下に勤労と学習と生活を有機的一体的に行つて留意する。

#### 六 作業

(1) 編成期間中は公共事業に集団で参加することにより郷土振興に貢献すると共に、作業を通じて知識、技術の習得を図ることとする。  
(2) 班員は右の作業に従事することによつて適切な報酬を受けるものとする。

#### 七、学習活動

(1) 学習活動は、講義、実習、討議研修とし、青年が将来の建設及自立目標を共同でもつようとし、且目標達成のための各自の放棄と知識、技術を身につけ、併せて生活記録を行つようとする。  
(2) 学習は学習日、雨天日及び夜間に行い、一週十六時間を標準とする。  
(3) この施設は、将来の村づくりの中心となるべき青年の研修の場である。従つて特にその学習内容を村の方針と青年の希望の実態に即するよう充実した計画にする。  
(4) 講師は村内外のそれ／＼の専門家、同家に委嘱し、なるべくテキスト、視覚用具等を用い、映画、幻灯、見学等を加へ効果を大げにする。

#### 八、自治活動

(1) 班は自治運営を行い、これを固めて自治能力の涵養を図ることとする。

(2) 班員は原則として期間中全員の合宿し共同生活を通じて健全な生活態度を養つものとする。  
(3) 共同生活に當つては、特に健康衛生、体育、レクリエーションに留意し快的にして規律ある団体生活を行うものとする。  
(4) 宿舎は作業場所、教育的環境を考へて適当な既存施設を利用する。  
(5) 実施期間中の食費は自給とし、作業報酬より支払う。

九、終了後の対策  
終了後も互に連絡研究が行へる対策を研究する。

## 青年建設班

### 実施計画

(一ヶ月一回)

#### 一 編成期間

自 下月二十二日  
至 一月二十日

#### 二 人員

男子 二十五名

#### 三 宿舎予定地

正山

#### 四 予定作業

道路改修

#### 五 日程

作業(実習を含む) 六〇日  
講習(実習を含む) 十四日  
日曜休日 十七日  
日曜休日は、研修、体育、レクリエーション、休暇とする。

#### 六 日課

睡眠 九時間

作業又は学習 八時間  
夜間学習又は班活動 一五時間  
その他 五五時間

七 学習計画(実習を含む)  
一般教養 二〇時間  
一般農業 四〇時間  
農業技術 三〇時間  
農業土木 四五時間  
生活 一五時間  
計議研究 五三時間

#### 八 作業計画

(1) 用具は事業主体で準備する。  
(2) 報酬は地方の標準に基き協議の上決定する。

#### 九 経費

(1) 食費は一人一月約二千七百円を収める。但し米を持参の場合は時価で買上げる。  
(2) 普通の生活に必要な日用品は各自負担とする。

## 本月の出来事

(自 八月十一日 至 九月十日)

八月十四日 本村役場に於て県で、茶和協講習会開催熊本試験場長外参列

八月十七日 鹿野川ダム建設に伴う新設道路植付の株、もみぢ苗の草刈、宇入川は役場職員が行つた。

八月二十日 台風七号来襲農作物の被害あり、家屋、道路その他の被害あり

八月二十六日より二十八日まで鹿野川ダム湖畔における将来の県指定公園設定案作成調査

(3) 合宿に必要な経費及共同学習上の経費は村員負担とする。  
(4) 用具は当分各自持参とする。  
十、オ二回は宿舎予定地以外は一週一回に準じ、期間は一月中旬より三月下旬までとする。

十一 参加募集  
①申込期日 九月末まで(オ一回、オ二回とも)  
②提出書類  
イ 申込書  
ロ 父兄の承諾書  
ハ 部活又は団体で推せんの場合には推せん書を添付して下さい。

九月十二日 中学校統合村である鹿野郡玉川村を、村会議員、教育委員、P.T.A会長などが視察した。

#### くらしの工夫

みかんの皮もすてないで  
みかんの皮に水を加え、しばらく煮た液で、水仕事のあとで手を洗うと手の荒れを防ぎます。

また油もののお食器をみかんの皮でぬぐつてから洗うと、油がよく落ちます。



煮豆の中にころかきごんでよく乾燥して二まかり粉にして(陳皮)塵塵加工等に使用します。お風呂に入れたても効果があります。

また油もののお食器をみかんの皮でぬぐつてから洗うと、油がよく落ちます。

煮豆の中にころかきごんでよく乾燥して二まかり粉にして(陳皮)塵塵加工等に使用します。お風呂に入れたても効果があります。

煮豆の中にころかきごんでよく乾燥して二まかり粉にして(陳皮)塵塵加工等に使用します。お風呂に入れたても効果があります。

煮豆の中にころかきごんでよく乾燥して二まかり粉にして(陳皮)塵塵加工等に使用します。お風呂に入れたても効果があります。



九月一日 役場係長の異動  
国民健康保険係長は厚生と職務を兼せ、川中茂太郎が任命せられた。

九月三日 愛媛県出納長 野村馬氏は鹿野川ダムと発電工事現場を視察  
九月四日より九日までの間、

フテリヤ予防接種施行  
九月七日 台風十号来襲、肱川増水により赤岩橋流失、その他の被害僅少  
九月十日 村議会建設委員会は村内道路、橋梁、学校等を視察した  
同日 中学校統合村において市十字校憲法の講習会を開催、参加者、消防団幹部、婦人会、青年団等七十名あり